

令和 2 年度

P T A 総会資料

ワン チーム
【ONE TEAM

～みんなでつなごう 笑顔のパス～】

京都市立下鳥羽小学校 PTA

月	日	事業報告	主催者
2	8	・ PTA本部役員 新旧顔合わせ	PTA旧本部
	25	・ はぐくみ活動	京都市PTA連絡協議会
3	8	・ PTA総会	PTA旧本部
		・ 地域委員会・新旧引継ぎ	PTA・地域委員
	19	・ 卒業式 前日準備・本部役員 新旧引き継ぎ	学校・PTA新旧本部
	20	・ 卒業式来賓接待・式出席	学校・PTA新旧本部
		・ 第1回役員会	学校・PTA新旧本部
	22	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	28	・ 離着任式出席	学校・PTA新旧本部
4	3	・ 下鳥羽こども園入園式出席	下鳥羽こども園
	6	・ 入学式前日準備	学校
	8	・ 着任式、始業式出席	学校
		・ 入学式来賓接待・式出席	学校・PTA新旧本部
	9	・ 伏見中学入学式出席	伏見中学校
	12	・ 第1回地域委員会	地域委員
		・ 第1回町別集会・集団下校	地域委員
	18	・ 伏見西支部PTA連絡協議会	京都市PTA連絡協議会
	19	・ 第2回役員会	学校・PTA本部
		・ 参観受付	PTA本部
		・ 学級委員選出(学級委員長副・学年長決定)	PTA本部
	22	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	23	・ 歓送迎会	PTA本部
	24	・ 小P連総会・はぐくみ委員会報告会	京都市PTA連絡協議会
5	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	10	・ 第1回学級委員会	PTA本部・学級委員
	13	・ 伏見西支部PTA連絡協議会総会・懇親会	京都市PTA連絡協議会
	14	・ 第1回学校運営協議会理事会	学校運営協議会
	16	・ 夜間開放事業運営委員会	体育振興会
	17	・ 第1回オール委員会	PTA本部
		・ 第1回運営委員会・各部新旧引継ぎ	PTA本部
	18	・ 下鳥羽自治連合会懇親会	下鳥羽自治連合会
	20	・ はぐくみ 昨年度会計報告会	京都市PTA連絡協議会
		・ PTA連絡協議会 総会	京都市PTA連絡協議会
	22	・ 給食試食会	PTA本部・1年学級委員
		・ 第3回役員会	学校・PTA本部
	26	・ 体育館清掃	体育振興会
		・ 交流センター清掃	交流センター
	30	・ 第1回学校運営協議会総会	学校運営協議会
6	2	・ 下鳥羽クリーン作戦	下鳥羽自治連合会
	6	・ 伏見中学校運動会	伏見中学校

令和元年度 PTA事業報告

京都市立下鳥羽小学校PTA2/4

月	日	事業報告	主催者
6	7	・ 第1回西支部はぐくみ委員会	京都市PTA連絡協議会
	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	15	・ 交通安全教室=(交通安全委員) ※雨の為に中止	学校運営協議会
	19	・ 第4回役員会	学校・PTA本部
	22	・ 第1回PTA総会	PTA本部
	25	・ 伏見地域生徒指導連絡協議会総会	伏見地生連絡協議会
		・ コーラス西支部交歓会	京都市PTA連絡協議会
		・ PTAバレー交歓会 引継ぎ会	京都市PTA連絡協議会
7	2	・ 第1回家庭教育学級	学校
	7	・ 下鳥羽納涼祭実行委員会	体育振興会
	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	12	・ カーニバル事前会議	カーニバル実行委員会
	13～14	・ 少年補導キャンプ	少年補導
	16	・ 第2回地域委員会、町別集会・集団下校	地域委員
	20	・ 城南宮 お涼みパトロール	城南宮
	23	・ 1学期終業式	学校
		・ 納涼祭 盆踊り練習	女性会
	28	・ 下鳥羽納涼祭	体育振興会
	29	・ 校外パトロール	PTA/少年補導/伏見中学校PTA
8	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	20	・ 校外パトロール ※雨の為に中止	PTA/少年補導/伏見中学校PTA
	23	・ 伏見ふれあいプラザ・敬老会 事前会合	下鳥羽自治連合会
	26	・ 始業日・声かけ運動	PTA本部・地域委員・安全部
	27	・ 第5回役員会	学校・PTA本部
	29	・ 西支部PTAバレーボール 抽選会	京都市PTA連絡協議会
	30	・ 第2回学級委員会	PTA本部
		・ 第2回運営委員会	PTA本部
9	1	・ 伏見西部ふれあいプラザ	地域
	2	・ 第2回学校運営協議会理事会	学校運営協議会
	5	・ 小P連・中P連親まなび会 合同研修会	京都市PTA連絡協議会
	6	・ 参観受付	PTA本部・学校
		・ 臨時役員会	学校・PTA本部
	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	13	・ 第2回オール委員会	PTA本部
	19	・ 伏見西支部PTA指導者研修会	学校/PTA
	20	・ 第6回役員会	学校・PTA本部
	21	・ 敬老会 前日準備	下鳥羽自治連合会
	22	・ 敬老会	下鳥羽自治連合会
	25	・ 伏見中学校 学習発表会	伏見中学校

令和元年度 PTA事業報告

京都市立下鳥羽小学校PTA3/4

月	日	事業報告	主催者
9	26	・伏見中学校 合唱コンクール	伏見中学校
	27	・下鳥羽会	学校運営協議会
10	1	・本部選挙 立候補受付開始 ～11日	PTA本部
	4	・カーニバル事前会議	カーニバル実行委員会
	5	・区民体育祭 前日準備	体振
	6	・区民体育祭	体振
	8	・下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	11	・第7回役員会	学校・PTA本部
	15	・下鳥羽こども園運動会	下鳥羽こども園
	16	・本部選挙 予備選挙開始 ～31日	PTA本部
	17	・下鳥羽小学校運動会	学校
		・はぐくみ 家庭教育講座 ※運動会と重なったため欠席	呉竹総合支援学校
	18	・カーニバル チケット仕分け	PTA本部・学級委員・運営委員
	28	・西支部PTAバレー交歓会	京都市PTA連絡協議会
	29	・大文字駅伝 予選会	京都市PTA連絡協議会
11	1	・第3回オール委員会	PTA本部
		・第3回運営委員会	PTA本部
	5	・カーニバルチケット交換受付①	PTA本部・学級委員
		・本部選挙 予備候補者による立候補開始 ～8日	PTA本部
	6	・カーニバルチケット交換受付②	PTA本部・学級委員
	7	・市民スクール21	女性会
	8	・下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	9	・西支部コーラス交歓会(呉竹文化会館)	京都市PTA連絡協議会
	10	・防災訓練	自主防災/消防分団
	11	・小P連・中P連親まなび会 合同研修会	呉竹総合支援学校
		・本部選挙 本選挙開始 ～22日	PTA本部
	16	・下鳥羽ふれあいカーニバル前日準備	カーニバル実行委員会
		・6校対抗バレーボール交歓会	京都市PTA連絡協議会
	17	・下鳥羽ふれあいカーニバル	カーニバル実行委員会
	25	・第8回役員会	学校・PTA本部
12	1	・下鳥羽クリーン作戦	地域
	7	・伏見西支部PTA人権街頭キャンペーン	京都市PTA連絡協議会
	8	・下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	13	・第3回地域委員会、町別集会・集団下校	地域委員
		・本部選挙 互選会	PTA本部
	18	・華道に親しむ会	かがやき事業
		・第9回役員会	学校・PTA本部
	19	・フラワーアレンジメント教室	かがやき事業
	20	・茶道に親しむ会	かがやき事業
	22	・ふれあい会館 大掃除	地域
	24	・2学期終業式	学校

令和元年度 PTA事業報告

京都市立下鳥羽小学校PTA4/4

月	日	事業報告	主催者
1	7	・ 始業日・声かけ運動	PTA本部・地域委員・安全部
	9	・ 第2回伏見地域生徒指導連絡協議会	伏見地生連絡協議会
	11	・ 新春お茶会・餅つき大会	女性会/少年補導
		・ 下鳥羽自治連合会新年会	下鳥羽自治連合会
	22	・ 学校大掃除	学校
	22	・ 新旧本部 顔合わせ	PTA本部
		・ 第10回役員会	学校・PTA本部
	25	・ 土曜学習=羽子板作り	女性会
	29	・ 京都市学校安全ボランティア講習会	京都市教育委員会
2	6	・ 京都市小P連全市PTA役員研修会	京都市PTA連絡協議会
	7	・ 新地域委員選出	PTA本部
	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	14	・ 第11回役員会	学校・PTA本部
		・ 自由参観日	学校
	19	・ 半日入学、入学説明会	学校
	27	・ 学校運営協議会理事会	学校運営協議会
3	4	* 第1回学校保健委員会	学校
	5	* 学校運営協議会総会	学校運営協議会
	6	・ 第2回PTA総会 ※書面にて決議	PTA
		* 授業参観・学級懇談会・6年生を送る会	学校
	8	・ 下鳥羽自治連合会	下鳥羽自治連合会
	10	* 第3回伏見地域生徒指導連絡協議会	伏見地生連絡協議会
		* 伏見西支部はぐくみ委員会	京都市PTA連絡協議会
	13	* 町別集会・集団下校	地域委員
		* 新年度地域委員会	地域委員
		* 第4回オール委員会	PTA本部
		* 第4回運営委員会	PTA本部
		* 伏見中学校卒業式	伏見中学校
	21	・ 卒業式 前日準備	学校
		* 下鳥羽こども園 卒園式	下鳥羽こども園
	23	・ 卒業式	学校
	24	・ 終了式	学校
	30	* 離着任式	学校

*…コロナウイルス感染防止の為中止もしくは不参加となった行事

月	日	文化部	保健体育部	広報部	安全部	はぐくみ部会
2	25					はぐくみ活動
4	24					小P連はぐくみ委員会 中P連親まなび委員会 合同報告会
5	16	指導者へ挨拶				
	17	各 部 会 決 め、各 部 長、副 部 長 決 定 《第1回オール委員会》				
		新 旧 引 き 継 ぎ 《第1回 運営委員会》				
				広報部会 引継ぎ		
				写真撮影(消防団)		
	20					昨年度会計報告
	22			写真撮影(給食試食会)		
	26		体育館大掃除 保体部会 部員募集案内 ポスティング			
6	31			広報部会(橋本印刷・説明) 編集会議 (部長、副部長、本部)		
	2			写真撮影(クリーン作戦)		
	4	打合せ (練習日程、楽譜受け取り)				
	7			広報誌の作り方講座 (部長、副部長、本部参加)		ベルマーク運動説明会
	11	第1回文化部会 コーラス練習 ①				はぐくみ伏見西支部会
	14			広報誌の作り方講座 (部長、副部長、本部参加)		
	15				交通安全教室 ※雨天の為中止	
	17			広報部会 原稿チェック (部長、副部長、本部)		
	18	コーラス練習 ②				
	19			橋本印刷 原稿提出		
	22	交換会代表者会議				はぐくみ部会 (ベルマーク回収説明)
	25	コーラス練習 ③ 交歓会代表者会議	PTAバレー交歓会 引継会			
7	26			原稿上がる		
	2	コーラス練習 ④				
	4			原稿チェック(山川先生)		
	5			橋本印刷 原稿提出		
	9	コーラス練習 ⑤				
	16	コーラス練習 ⑥		原稿上がる 原稿チェック		
	19			広報紙143号 納品 ポスティング		
	20				お涼みパトロール	
	23		盆踊り練習参加 (自治会主催)			
	28		下鳥羽納涼祭			
8	29				校外パトロール	
	20				校外パトロール ※雨天の為中止	
	26				朝の声掛け運動	
	29		西支部PTAバレー 抽選会			

令和元年度 PTA事業報告(部活動)

京都市立下鳥羽小学校PTA2/3

月	日	文化部	保健体育部	広報部	安全部	はぐくみ部会
9	3			写真撮影(夏休み作品展)		
	5					小P連はぐくみ委員会 中P連親まなび委員会 合同研修会
	3	コーラス練習 ⑦				
	14			壁新聞 広報紙144号 打合せ		
	17	コーラス練習 ⑧				
	24	コーラス練習 ⑨				
	25			壁新聞 広報紙144号 打合わせ(部長、副部長、本部)		
	30			壁新聞編集会議 (部長、副部長、本部)		
10	1	コーラス練習 ⑩				
	2			橋本印刷 データ受取り		
	5		区民体育祭 準備 (体振主催)			
	7			写真撮影(区民運動会)		
	8	コーラス練習 ⑪ ワンポイント製作				
	17			写真撮影(運動会)	駐輪整理(運動会)	はぐくみ 家庭教育講座 ※運動会と重複の為欠席
	19			壁新聞作業		
	28		伏見西支部PTA バレー交歓会			
	29	コーラス練習⑫	伏見西支部 大文字駅伝予選会(走路員)			
11	2			壁新聞編集会議 (部長、副部長、本部)		
	5	コーラス練習⑬ (体育館リハーサル、衣装練習)				
	9	コーラス練習⑭(午前)				
		コーラス交歓会				
	11			広報紙144号 レイアウト作成		小P連はぐくみ委員会 中P連親まなび委員会 合同研修会
	14					全市はぐくみ研修会
	17		6校バレー交歓会	写真撮影(ふれあいカーニバル)		
	18			橋本印刷 写真送信		
	19			橋本印刷 写真送信		
	23			壁新聞編集会議		
12	27			壁新聞最終作業		
	2			橋本印刷 修正・差し替え送信		
	3			橋本印刷 データ受取り		
	5			橋本印刷 修正送信		
	7					伏見西支部人権尊重 街頭啓発活動
	10			橋本印刷 修正送信		
	12			原稿最終チェック(山川先生) 訂正送信		
	20			広報紙144号 納品 ポスティング		餅つき大会 検便提出
	24	指導者へお礼				
1	7				朝の声かけ運動	
	10					餅つき大会前日準備
	11			写真撮影(新春お茶会・餅つき)		餅つき大会 手伝い
	29				京都市学校安全 ボランティア講習会	

令和元年度 PTA事業報告(部活動)

京都市立下鳥羽小学校PTA3/3

月	日	文化部	保健体育部	広報部	安全部	はぐくみ部会
2	2			写真撮影 (かがやき事業羽子板づくり(本部))		
	6					小P連はぐくみ委員会 中P連親まなび委員会 合同研修会
	14			橋本印刷 6年生手形・原稿 受取り		
	18			橋本印刷 原稿送信		
	29			橋本印刷 データ受取り		
3	4		保険委員会 ※コロナウイルス感染防止の為 中止	橋本印刷 最終打ち合わせ会議		
	10					伏見西支部はぐくみ委員会 ※コロナウイルス感染防止の為中止
	15			広報誌145号納品		
	18			広報誌145号ポスティング		
	19			広報誌145号発刊		

＜収入の部＞ 令和元年度収入 ¥1,679,422

項目	R元年度予算	決算額	備考
前年度繰越金	738,012	738,012	
P T A 会 費	921,600	941,400	
利 息	0	10	
合 計	1,659,612	1,679,422	

＜支出の部＞ 令和元年度支出 ¥730,898

項目	R元年度予算	決算額	備考
運営費	750,000	320,873	
（分担金）	50,000	31,160	全市・支部分担金
（会議費）	100,000	0	全市・支部等会議等参加費他
（交通費）	100,000	22,470	各種研修会等参加交通費他
（広報費）	200,000	180,016	広報誌年3回発行
（事務費）	150,000	29,412	事務用品, 通信費他
（活動費）	150,000	57,815	PTA保険加入費、HP管理費、各部等活動費他
児童福祉費	150,000	75,236	入学児童防犯ブザー他
儀式的行事費	250,000	185,251	卒業証書ファイル、卒業・入学コサージュ
厚生慶弔費	50,000	0	密代
教育奨励費	50,000	49,538	部活動運営費, 研究費他
150周年積立金	200,000	100,000	150年記念事業積立金
営繕費	100,000	0	補修, 修理他
予備費	109,612	0	
合 計	1,659,612	730,898	

R元年度残高 ¥948,524

※令和元年度残高については、令和2年度一般会計に繰越します。

以上のとおり、報告いたします。

京都市立下鳥羽小学校PTA

令和元年度会長

会計

上記は監査の結果、適正且つ公正であることを認めます。

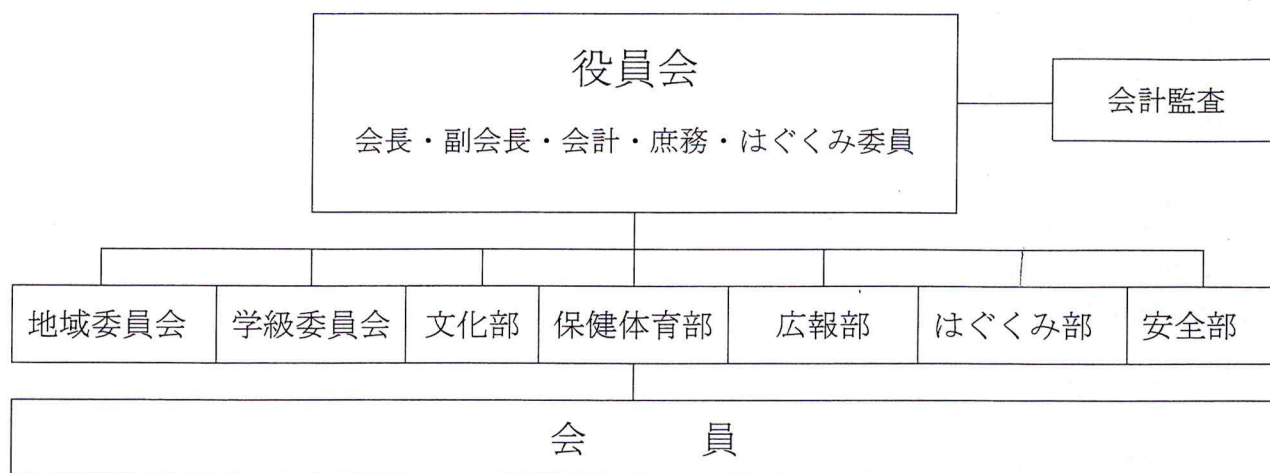
京都市立下鳥羽小学校PTA 令和元年度会計監査

会計監査

月	行事・企画	文化部	保健体育部	広報部	はぐくみ部会	安全部
11	ふれあいカーニバル (15 日) こども見守り運動	西支部コーラ ス交歓会 (7 日)	バレーボー ル西支部交 歓会 (2 日) 6 校バレーボ ール交歓会 大文字駅伝 予選	壁新聞作成		
12	クリーン作戦 (6 日) 第 2 回家庭教育学級 第 3 回地域委員会 町別集会 こども見守り運動				ベルマーク仕 分け	
1	新春もちつき大会 (9 日) 第 3 回学級委員会 こども見守り運動			ONE TEAM だより発行	もちつきお手 伝い (9 日)	
2	第 3 回家庭教育学級 地域委員選出 第 3 回運営委員会 第 4 回学級委員会 こども見守り運動 緑の美化活動		学校保健委 員会			
3	PTA 総会 (役員選出) 役員引継ぎ 第 4 回オール委員会 (委員会・各部反省会) 第 4 回地域委員会 町別集会 こども見守り運動			編集会議 会報 146 号 発刊	ベルマーク仕 分け はぐくみだよ り作成	

※印の行事は中止になりました。

令和2年度 京都市立下鳥羽小学校PTA組織図



新型コロナウイルスの感染拡大を懸念する中で、京都市 PTA 連絡協議会からも PTA 活動について、状況を鑑みて会長や校長らと話し合いをしていくよう通達がありました。

PTA 本部と学校とで話し合いを行った結果、保護者の皆様の安全面を第一に考えると大勢での委員会活動は難しく、今年度は少人数（本部役員8名）での活動が良いのではないかと判断いたしました。委員会是一堂に会す機会があるなど感染リスクが増えることから、今年度に限り、上記の組織で運営を行っていきます。

令和2年度

P T A事業計画案（概要）

京都市立下鳥羽小学校

月	行事・企画	文化部	保健体育部	広報部	はぐくみ部会	安全部
4	学級委員選出・決定※ 母と子の文庫当番依頼※ 第1回地域委員会※ 町別集会※					
5	第1回学級委員会※ 第1回オール委員会※ 第1回運営委員会※ 給食試食会※		体育館清掃 (延期)		第一回西支部 はぐくみ委員会※	
6	クリーン作戦※ P T A総会 こども見守り運動 コロナ感染防止活動 緑の美化活動	コーラス練習 開始（未定）		ONE TEAM だより発行	はぐくみ部会※ ベルマーク説明会※ ベルマークだより発行	安全部交通安全教室※ 駐輪場整理※
7	第2回地域委員会 町別集会（10日） 第1回家庭教育学級 城南宮お涼み協力（20日） 下鳥羽夏祭り（25日） こども見守り運動 コロナ感染防止活動	コーラス練習 コーラス交歓 会代表者会議	夏祭り参加 （25日）	ONE TEAM だより発行	第2回西支部 はぐくみ委員会	城南宮お涼みパトロール 夏休みパトロール
8	第2回学級委員会 こども見守り運動 コロナ感染防止活動 緑の美化活動				ベルマーク仕分け	夏休みパトロール
9	第2回運営委員会 第2回オール委員会 選挙管理委員会発足 文庫当番依頼(学級委員) こども見守り運動 ふれあいカーニバル準備 緑の美化活動	コーラス練習 敬老会協力 (未定)		ONE TEAM だより発行	第3回西支部 はぐくみ委員会	
10	運動会（17日） 第3回オール委員会 こども見守り運動 ふれあいカーニバル準備	コーラス練習	区民体育祭 協力（4日）			駐輪場整理（17日）

令和2年度 PTA会計予算案

<収入の部>

項目	R2年度予算	備考
前年度繰越金	948,524	
P T A 会 費	567,000	900円×630名（保護者605名，教職員25名）
合計	1,515,524	

<支出の部>

項 目	R2元年度予算	備考
運 営 費	360,000	
内 訳	(分担金)	50,000 全市・支部PTA分担金
	(会議費)	10,000 全市・支部等会議等参加費他
	(交通費)	50,000 各種研修会等参加交通費他
	(広報費)	100,000 広報誌年1回（カラー印刷8ページ）発行費用
	(事務費)	50,000 印刷，事務用品，通信費他
	(活動費)	100,000 PTA保険加入費，HP管理費，各部等活動費
児童福祉費	100,000	入学児童防犯ブザー他
儀式的行事費	250,000	式場生花，卒業証書ファイル他
厚生慶弔費	30,000	柩代，離任式花束代
教育奨励費	10,000	部活動運営費，研究費他
積立金	100,000	150周年記念事業積立金等
営繕費	10,000	補修，修理，環境設備費他
予備費	655,524	
合計	1,515,524	

【今年度の会費について】

今年度は活動において先が読めず，行事の中止や縮小が考えられます。しかしながら，来年度以降も災害対策などの緊急支出や周年行事に備える必要もあるため今年度に限り通常2回徴収するうちの1回分（半分）のみとさせていただきます。

本来であればPTA会費に関する変更は規約の改正が必要となりますが，緊急事案のため上記の予算案といたしました。

下鳥羽小学校PTA規約

昭和五七年四月二七日制 定
昭和六十年四月三〇日一部改正
昭和六三年三月 八日一部改正
昭和六三年四月二六日一部改正
平成 三年三月一三日一部改正
平成 四年三月一三日一部改正
平成 八年四月二六日一部改正
平成 九年三月二四日一部改正
平成十五年二月二六日一部改正
平成十七年二月二五日一部改正
平成十九年二月二八日一部改正
平成二十一年六月二六日一部改正
平成二十五年二月二八日一部改正
平成二十八年六月二六日一部改正

第一章 名称及び事務局

第 一 条 本会は下鳥羽小学校PTAと称し、事務局を下鳥羽小学校内におく。

第二章 目 的

第 二 条 本会は父母または保護者と教職員が民主主義を基盤とするボランティア精神 に基づき、平等公正な立場で互いに協力し、地域・家庭・学校における児童の健全な成長をはかると共に、会員の親睦と学習をはかることを目的とする。

第三章 活 動

第 三 条 本会は、第二条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- 一、児童の健全な成長をめざし、よく学びよく動くPTAとして活動する。
- 二、家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の地域・家庭での生活を補導し、自主性を育てるための遊びや集団活動を指導する。
- 三、児童の生活環境の向上と、教育環境の整備改善に努める。
- 四、会員がお互いに親睦を深め、資質教育を高めるための活動を行う。
- 五、目的達成のため、下鳥羽地域内をはじめ各種団体との連携を密にする。
- 六、その他、本会の目的達成に必要な活動を行う。

第四章 方 針

第 四 条 本会は、教育を本旨とする民主的な社会教育団体として、次の方針にしたがって運営する。

- 一、いずれの政党・宗教団体にも関係せず、営利目的の運営はしない。
- 二、児童の教育並びに幸福のために活動する団体及び機関に協力する。
- 三、教育問題について討議したり、その活動を助長するための意見を具申したりすることはあるが、学校運営や教職員の人事に干渉はしない。

第五章 会 員

第 五 条 本会の会員は次の方々とする。

- 一、正 会 員 本校に在席する児童の父母又は保護者、教職員とする。
- 二、賛助会員 本会の主旨に賛同するものをいう。
- 三、会員は、所定の会費を納めなければならない。

第六章 役 員

第 六 条 本会には次の役員をおく。

- 会長 一名
- 副会長 四名
- 会計 二名(内一名は教頭)
- 庶務 二名(内一名は教務主任)
- はぐくみ委員 一名

第 七 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第 八 条 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときは、その任務を代行する。

第 九 条 会計は、本会の会計事務を担当する。

第 十 条 庶務は、会合の通知・議事の記録など、庶務一切を担当する。

第十一条 はぐくみ委員は、PTAはぐくみ部会を担当すると共に、家庭における子育てのあり方に焦点を当てた活動を目指す。

第十二条 役員の任期は次のとおりとする。

- 一、役員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。
- 二、役員は任期が満了しても、新役員の就任までは、その任務を続行する。
- 三、補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十三条 役員の選出は、別に定める付則による。

第七章 会計監査

第十四条 本会に二名の会計監査をおく。選出は、別に定める付則による。

第十五条 会計監査は、その年度の会計を監査し、結果を総会で報告しなければならない。

第八章 総 会

第十六条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

- 一、議決権は一家庭一票とする。

第十七条 総会は原則として年二回開くものとし、会員家庭数の三分の一以上の出席を必要とする。但し、委任状（一家庭一委任状）を認める。

第十八条 総会の議決は、全家庭数の過半数によるものとし、可否同数のときは、議長の決議による。但し、委任状（一家庭一委任状）を認める。

第十九条 総会で議決を要する事項は、次のとおりとする。

- 一、役員の選出並びに承認

- 二、年度事業計画
- 三、年度予算計画
- 四、事業並びに決算報告の承認
- 五、規約の改正
- 六、その他重要事項

第二十条 会長は会員の三分の一以上の要求があれば、臨時総会を開かねばならない。

第九章 委員会等

第二十一条 本会には役員会・運営委員会・学級委員会・地域委員会・オール委員会・特別委員会を設置する。

第二十二条 役員会は、役員並びに学校長をもって構成し、本会運営等必要事項を審議する。

第二十三条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関とし、役員、会計監査、学級委員、地域委員の委員長及び副委員長、各部会の部長及び副部長並びに教職員の代表により構成する。

第二十四条 運営委員会は、総会に提案する事項、総会で承認された事項など、会長が委任した事項を審議決定し、その執行にあたっては役員を補佐する。

第二十五条 学級委員会は学級委員をもって構成すると共に、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選出する。

第二十六条 学級委員会の任務は次のとおりとする。

- 一、学級における会員相互並びに役員との連携を密にし、学級集会を開催して会員が学級教育活動に協力するよう努める。
- 二、運営委員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

第二十七条 地域委員会は地域委員をもって構成すると共に、委員の互選により、委員長及び副委員長各一名を選任する。

第二十八条 地域委員会の任務は次のとおりとする。

- 一、校外における児童の生活指導と校区内の教育環境の推進に協力する。
- 二、地区における会員の親睦に努力する。
- 三、運営委員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

第二十九条 オール委員会は、役員、学級委員、地域委員並びに教職員の代表をもって構成する。

第三十条 オール委員会は、運営委員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

第三十一条 特別委員会は運営委員会の承認を得て会長が委嘱し、特別の案件や行事の審議及び実行にあたり、終了と同時に解散する。

第三十二条 委員の選出は、別に定める付則による。

第十章 部会

第三十三条 本会には次の部会を設置し、会員をもって構成すると共に部員の互選により部長、副部長各一名を選任する。

- 一、保健体育部

各種のスポーツを通じて、会員の健康増進・体位向上及び親睦をはかると共に、役員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

二、文化部

音楽をはじめ文化活動を通じて、会員の教養と資質を高め、親睦をはかると共に、役員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

三、広報部

会報発行などを通じて、本会活動の理解浸透をはかり、教養を高めると共に、役員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

四、はぐくみ部会

委員会を通して、会員や他校との交流を図り、育み・育ちに関わる活動に努めると共に、役員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

五、安全部

学校、下鳥羽自治連合会等と協力し、児童及び学校の安全対策の向上を図ると共に、役員会から提出された案件を審議し事業の実行に努める。

各部会には、活動の必要に応じて「部」を設置できる。「部」員の互選で代表者を決め、代表者が部長の指示の下に「部」を運営する。

第十一章 会 議

第三四条 役員会、委員会などは会長及び各委員長、各部長が招集し、三分の二以上の出席で成立する。議案は出席者の過半数の賛成により可決し、可否同数のときは、議長が決議する。

第三五条 学校長及び教頭は、原則として各種会議に出席し、本会の活動に対し必要に応じて助言等の指導的役割を持つものとする。

第十二章 経費及び経理

第三六条 本会の経費は、会費・その他の収入をこれにあてる。

第三七条 会費は、正会員1人当たり百五十円(月額)とする。

第三八条 会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日をもって終わる。

第十三章 規約の改正

第三九条 本規約は、総会において、全家庭数の三分の二以上の賛成によって改正することができる。但し、委任状(一家庭一委任状)を認める。

一、本規約の改正原案を作る機関として、規約改正委員会を設ける。

二、規約改正委員会は、会長を委員長として、会長が指名する会員によって構成する。

下鳥羽小学校 P T A 付則

昭和五七年 四月二七日制 定
平成十五年 二月二六日一部改正
平成十九年 三月一三日一部改正
平成十九年 五月一四日一部改正
平成二十六年 九月二二日一部改正
平成二十九年 一月二十日一部改正

第 一 章 役員の選出等

- 第 一 条 役員の選出を行うときは、選挙管理委員会を設置する。
- 第 二 条 選挙管理委員会 は、役員及び運営委員四名で構成し、選挙に関する事務を行う。
- 第 三 条 会員は誰でも立候補できる。但し、立候補に際しては会長以下全役員の連名による立候補制とする。なお、役員が連名を拒否する場合、理由は開示しなくとも良い。
- 第 四 条 役員に立候補が無い場合、定足数に満たない場合あるいは定足数を越えた場合は、全PTA会員による選挙を実施する。
- 第 五 条 選挙の実施については予備選挙を行った後に本選挙を行う。なお、定足数が越えた場合選挙は予備選挙を行わない。
- 第 六 条 予備選挙は、一年生から五年生の会員の児童が所属する学級からそれぞれ二名以上の予備役員候補者を選挙で選出する。但し、現在あるいは過去に本部役員を経験した世帯の保護者及び現在学級委員、地域委員の世帯の保護者は除く。
- 第 七 条 本選挙は、立候補者あるいは予備選挙で選出された予備役員候補者により全PTA会員による投票により行う。
- 第 八 条 本選挙において当選者を決定する。なお、予備役員候補者による本選挙の場合は十五名前後の本役員候補を選出し、互選により本部役員を選出する。
- 第 九 条 本部役員の任期は一年とし、翌年の第一回 PTA 総会まで新役員を可能な限り補助をする。任期満了後、永久に本部役員、学級委員、地域委員への選出を不可とする。但し、立候補する場合はこれを妨げない。

第 二 章 会計監査の選出

- 第 十 条 地域委員の互選により選出する。

第 三 章 各種委員の選出等

- 第十一条 学級委員会の委員は、会員の児童が所属する学級からそれぞれ二名推薦又は選挙などで選出すると共に、各学年の学級委員の互選により学年長を選出する。尚、学級委員の選出が選挙によるときは、学級委員選出委員会を設ける。
- 第十二条(1) 学級委員の任期は一年とし、任期満了後二年間は再選不可とする。但し、立候補する場合はこれを妨げない。
なお、学級委員会が年度当初に定める活動のうち三分の二以上を無断で欠席した場合、任期満了後の再選不可期間は無効とする。
- 第十二条(2) クラス全員が免除対象者となった場合の選出方法は選挙とし、当年度地域委員及び前年度の学級委員、地域委員は選出を不可とする。本部役員においては、選出を不可とする。但し、立候補する場合はこれを妨げない。
- 第十三条 地域委員会の委員は、各地域の会員から一から六名を推薦又は選挙によって選出する。地域割、人数等については別途細則を設ける。
- 第十四条 地域委員の任期は一年間とし、任期満了後二年間は学級委員への選出を不可とする。但し、立候補する場合はこれを妨げない。
なお、地域委員会が年度当初に定める活動のうち三分の二以上を無断で欠席した場合、任期満了後の再選不可期間は無効とする。
- 第十五条 各部会の部員は、学級委員、地域委員及び会員をもって構成する。

第十六条 運営委員は、任期満了後四年間は学級委員への選出を不可とする。但し、立候補する場合はこれを妨げない。なお、運営委員のうち、本部役員は任期満了後、永久に本部役員、学級委員、地域委員への選出を不可とする。但し、立候補する場合はこれを妨げない。

第四章 付則の改正

第十七条 この付則はオール委員会において出席者の三分の二の賛成があるとき改正することができる。尚、改正の条項は全会員に知らせなければならない。